

※この法令は廃止されています。

平成十一年法律第一百十号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

(目的)

この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もつて農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壤の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(援助)

第八条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告徵収)

第九条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第五一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年四月九日法律第三三号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十四条 附則第一条から第四条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則 (令和四年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から適用する。

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止)

第二条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置

この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

